

申込条件

児童の保護者のいずれもが次の事由に該当し、保育を必要とする場合。

入 所 事 由	内 容
家 庭 外 労 働	家庭外で1か月64時間以上の就労をしている
育 児 休 業 明 け (入 所 予 約) (公 立 の み)	令和4年4月2日から令和5年3月31日の間に職場復帰予定 ・最長で職場復帰日前2週間から慣らし保育として入所が可能 (慣らし保育開始日は令和4年4月1日以降)。 ◆月途中入所の場合、保育料・給食費は日割り計算します。 ◆慣らし保育日も1日分の保育料・給食費がかかります。 ◆長時間保育料は日割り計算しません。
育 児 休 業 中 (3 歳 児 以 上)	職場復帰する予定で、復帰後の就労が1か月64時間以上 ・職場復帰前(育児休業中)であっても入所可能
家 庭 内 労 働	家庭内で1か月64時間以上の就労をしている ・家事は該当しない。
母 親 の 出 産 等	母親が妊娠中であるか又は出産後間がない ・出産予定月の2か月前から出産月の2か月後の月末まで
疾 病 等	長期の病気又は心身に障がいがある
家 族 の 介 護 等	家族を常時介護又は看護している
災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている
求 職 活 動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っている ・保育期間は最長で3か月(当該年度内に限る。)となり、保育期間終了月の翌月は同事由で入所不可。活動状況によっては、入所承諾期間内であっても退所となる場合があります。
就 学 等	学校教育法等に規定する学校に在学している 又は職業訓練を受けている
虐 待 等	児童虐待又は配偶者からの暴力のおそれがあると認められる
そ の 他	上記に類するものとして知多市が認める場合

※就労の事由で入所の場合、収入を得ていることが条件です(ボランティアは就労に含みません)。

※提出していただいた就労証明書等をもとに、雇用先に電話や訪問などにより入所前及び入所後に実態調査を行う場合があります。

※入所中に次の子どもを妊娠し、出産後に育児休業を取得する場合は、3歳未満児の在園児は出産の翌々月の月末に退所となります。

※10月1日(基準日)時点で入所中(求職活動の事由で在園の方を除く)又は育児休業明けでの入所枠を確保しており、翌年3月31日まで継続して入所する方は、翌年度も基準日時点の保育所等で持ち上がる権利があります。

※基準日時点で求職活動の事由で入所中の方や、基準日より後に入所又は育児休業明けでの入所枠を確保した方は、翌年度も入所を希望する場合は新規で翌年度分の入所申込みを行う必要があります。